

甲府かわせみ苑 ご利用料金表

施設サービス(入所用)

令和8年5月1日現在

内容区分		1日当りの利用料金(1割負担)		
介護保険施設サービス費	区分	個室	2人・4人部屋	
	要介護1	727円/日	804円/日	
	要介護2	773円/日	854円/日	
	要介護3	839円/日	920円/日	
	要介護4	895円/日	974円/日	
	要介護5	945円/日	1,026円/日	
初期加算(入所から30日間)		30円/日		
夜勤職員配置加算		24円/日		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		53円/月		
安全対策体制加算		20円/回		
安全管理体制未実施減算		5円/日		
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4円/日		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13円/月		
栄養マネジメント強化加算		11円/日		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		111円/月		
退所時情報提供加算(Ⅱ)		253円/回		
退所時栄養情報連携加算		70円/回		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10円/月		
・経口維持加算(Ⅰ)		405円/月		
・療養食加算		6円/回		
・短期集中リハビリテーション実施加算		262円/日		
・再入所時栄養連携加算		202円/回		
・身体拘束廃止未実施減算		10%/日		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		60円/月		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)介護職員の内介護福祉士60%以上		6円/日		
令和6年5月まで		令和6年6月～		
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に0.8%を乗じた単位数		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数7.1%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に1.7%を乗じた単位数				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に3.9%を乗じた単位数				
法定代理受領サービスの利用料	区分内容	所得区分	個室	2人・4人部屋
	居住費	第1段階	550円/日	0円/日
		第2段階	550円/日	430円/日
		第3段階	1,370円/日	430円/日
		第4段階	1,728円/日	437円/日
	食費	第1段階		300円/日
		第2段階		390円/日
		第3段階	①	650円/日
			②	1,360円/日
	第4段階		2,300円/日	
特別なお部屋代		特室1,650円/日	個室1,100円/日	2人部屋550円/日
日用品費(バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・石鹸・シャンプー ローション・シェーバー・ティッシュペーパー・歯ブラシ 入れ歯用歯ブラシ・歯磨き粉・洗剤)等		650円/日		

教養娯楽費(お茶会・誕生会・カラオケ・クラブ活動日)	100円/日
洗濯代(※持ち帰り可※)	1回 650円
理容代(外部業者)	2,200円/回
・特別な食事代(セレクトメニュー、行事食等)	プラス300円
・電気器具持込使用料(熱源を発するもの)	75円/日(1台)

介護保険負担限度額	区 分	対 象 者
所得区分	第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方。生活保護を受給されている方。
	第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方。
	第3段階	①年金収入等80万円～120万円以下の方。 ②年金収入等120万円超えで対象の方。
	第4段階	上記以外の方

年金収入等80万円以下	第2段階	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下	第3段階①	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超	第3段階②	単身500万円、夫婦1,500万円

(注)

インフルエンザ予防接種料は、お住まいの市町村から補助がある場合があります。
 教養娯楽費は、参加された場合の1日あたりの金額となります。なお、これ以外による個人的な費用がかかる場合(新聞・雑誌等)は実費請求となります。

- ・社会福祉法第2条3項に基づいて、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- ・食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
 詳しくはご相談ください。